



新型コロナウイルス感染症対策として運用していた 「特別救急搬送専属隊」を一時解任します

生駒市消防本部は、令和3年12月1日午前8時30分をもって「特別救急搬送専属隊」を一時解任し、同日午前9時から解任式を行います。

「特別救急搬送専属隊」は新型コロナウイルス感染症が疑われる傷病者（感染者を含む）の救急搬送による市民や他の職員への二次感染を防止するため、令和2年4月27日から運用してきましたが、市内の新規感染者が減少したため、解任するものです。なお、専用救急車の運用は継続します。



■ 解任式

◇日 時 令和3年12月1日(水) 午前9時から

◇場 所 生駒市消防本部3階講堂 ※災害発生時は、中止する場合があります。

■ これまでの活動実績(令和3年11月18日現在)

◇選任期間 令和2年4月27日午前9時～令和3年12月1日午前8時30分
(令和2年7月1日～7月7日の7日間を除く)

◇選任隊員 延べ162名

◇出動件数 166件

◇搬送人員 171名(うち陽性者80名)

■ 今後の消防体制

これまでは特別救急搬送専属隊を選任して、専用救急車を運用する「防御体制」としていましたが、解任後は通常の救急隊が専用救急車に乗り換えて運用する「警戒体制」とします。なお、今後新規感染者や専用救急車での救急出動が増加(増加のおそれがある場合も含む)した場合には、直ちに専属隊を選任し、速やかに「防御体制」に移行できる体制を整えています。

警戒体制とは…新型コロナウイルス感染症が疑われる傷病者(感染者を含む)を搬送する専用救急車を運用する体制

防御体制とは…新規感染者や救急出動が増加(増加のおそれがある場合も含む)した場合に、特別救急搬送専属隊1隊を増隊し、専用救急車の運用する体制

専用救急車とは…アイソレーターを装備するなど、感染防止対策を事前に施した救急車

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市消防本部警防課(池田、橘) ☎0743-73-0119(内線400)